

項 目	行政機関等匿名加工情報手数料
規定上の 変更点	条例で手数料の額を定めなければならない
分 類	①改正後の個人情報保護法において施行条例で定める必要があるとされている事項 (第 119 条第 3、4 項)

1 改正法の規定

改正法では、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体と締結する者は、(略) 条例で定める額の手数料を納めなければならないとしている。(法第 119 条第 3 項)

手数料は実費を勘案して政令で定める額を標準として定める必要がある。

政令で定める額は以下のとおり

- ・行政機関等匿名加工情報の利用契約に係る手数料 ((1) ~ (3) までの合計額) … (A)
 - (1) 基本事務 (審査事務等) に対応する金額として 21,000 円
 - (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の時間 (職員の工数) 1 時間まで毎に 3,950 円
 - (3) 行政機関等匿名加工情報の作成を委託した場合に受託者に対して支払う実費
- ・既に作成した行政機関等匿名加工情報について他の民間事業者も利用契約を締結するとき… (A) と同額
- ・ // 同様に作成した行政機関等匿名加工情報について同じ民間事業者が再度契約を締結するとき…12,600 円

2 行政機関等匿名加工情報の手数料に関する本市の方向性

政令で定める額と同額とする。

政令で定める額については、行政機関における 1 時間当たりの人件費単価を元に定めており、1 (1) 及び (3) については人件費単価と提案審査等に係る所要時間の積である。

本市における人件費単価についても、行政機関における人件費単価とほぼ同額であり、また、提案審査等に係る所要時間についても、行政機関と比較して大きく増減するような特段の事情がないことから、手数料については政令で定める額と同額とする。

千葉県情報公開条例の改正について

1 改正の趣旨

「匿名加工情報」とは、個人情報を特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいう。

よって、行政機関等匿名加工情報は個人に関する情報ではあるが、特定の個人を識別することができるものでないことから、千葉県情報公開条例（平成12年条例第52号。以下「情報公開条例」という。）上の不開示情報である個人情報（情報公開条例第7条第2号）に該当しない。

また、行政機関の長等は、次のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならないとしている（法第109条第2項）

- (1) 法令に基づく場合（法第5章第5節の規定に従う場合を含む。）
- (2) 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき

法第5章第5節に定める手続に従い作成する行政機関等匿名加工情報の提供は、上記（1）及び（2）に掲げる場合に限られる。削除情報（※）は、それ自体が保有個人情報に該当する場合があり得るところ、行政機関等匿名加工情報の提供が可能な場合と同等の場合となるよう、利用及び提供できる場合を①法令に基づく場合及び②利用目的の範囲内とすることとしている。

また、匿名加工情報について公文書開示請求により開示ができるとなった場合、手数料を支払うことなく匿名加工情報が取得できるようになるおそれがあり、削除情報について公文書開示請求により開示ができるとなった場合、匿名加工情報を取得した者が削除情報を利用して法で禁止されている情報の識別行為が可能になってしまうおそれがある。

これらのことから、行政機関等匿名加工情報及び削除情報については、情報公開条例上の公文書開示請求があった場合、不開示情報として取り扱う必要がある。

※ 「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号として定義される。

2 改正内容

以下のとおり、情報公開条例第7条に匿名加工情報に関連した不開示情報の追加を行う。

千葉県情報公開条例第7条第○号

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第557号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

※ 条文は事務対応ガイド資料6 個人情報保護法の施行に係る関係条例の条文イメージのとおり